

「蒲郡駅事件」不当判決を満腔の怒りを込めて弾劾する！

本日、4月21日、名古屋地方裁判所は、平成20年（わ）第502号窃盗被告人事件（通称「蒲郡駅事件」）の加藤誠二さんに対し、懲役6ヶ月、執行猶予2年の不当判決を言い渡した。我々は、満腔の怒りを持って不当判決を弾劾する。

2008年5月27日、第1回公判から「蒲郡駅事件」の裁判闘争は、はじまった。加藤誠二さんは、公判のなかで「窃盗は事実無根であり労働組合の破壊を狙った政治弾圧である」と正々堂々と証言した。一方、検察は、指紋をはじめ一切の物的証拠がないなかで、証拠ならざる証拠を並べ立て、加藤誠二さんが「窃盗犯」であるストーリーをつくり上げようとした。その証拠は、加藤誠二さんがファイルを見ている場面の監視カメラの映像をもとにしたものであり、それをもって「内部文書を見ているのだ」と決めつけたのである。しかし、証言台に立った古田助役は「内部文書を保管していた書庫は適切に管理していた」と証言した。つまり、加藤誠二さんの無実を証明したのである。

この間、8回の公判を通じて「蒲郡駅事件」は、会社と権力がJR東海労の組織破壊を目的としたデッチ上げ事件であることがより鮮明になった。まさに誰の目から見ても「完全無罪」であることは、疑いの余地がないものである。

今、判決文の不当性は、以下の通りである。

第一に、古田蒲郡駅助役の「書庫に鍵をかけ忘れた覚えはない」という証言にあるように、鍵がかかっている書庫から会社文書を持ち出すことは無理なのである。しかし、主文のなかでは、鍵はかかっていたと推定されるとしている。

第二に、第1回公判で明らかになった物的証拠である「指紋」の証拠請求を行わなかった件について、主文のなかで触れていない点である。

第三に、主文には、推定される表現が多く、はじめに結果があり、それに向けて推定を行い、可能だからと有罪としている。この間の公判の論点にも触れず証明・証拠も明らかにせず、推定のみで結論に導くことは、極めてこの事件の異常性をさらすものである。

一方、JR東海ユニオンが、加藤誠二さんを犯人であると宣伝してきたことは、警察権力・会社の意を代弁するものであり、断じて許すわけにはいかない。また、その裏で公安警察とJR東海を自由に操れる人物がいることを見過ごすことはできない。それは、国家公安委員である葛西会長なのだ。

我々は、この不当判決を許さず、即刻控訴して闘うことを明らかにする。

我々は、この労働者に対する反動を許さず、加藤誠二さんと美世志会の完全無罪を勝ち取り、早期職場復帰を実現するために、さらに職場から地域から闘いを強化していく。

2009年4月21日
JR東海労働組合名古屋地方本部